

2017年06月06日

# 平和観光ニュース

「滞在日数の設定」並びに

「商用(M)ビザ用招聘状の記載事項」について

① 東京領事部で発給される商用(M)ビザの滞在日数設定は「30日・90日」でしたが、「60日」の設定が追加されます。招聘状記載の滞在日数が31日以上60日以内であった場合には60日滞在タイプのビザが発給される可能性があります。

② 中国商用(M)ビザ申請時の招聘状は、渡航予定日程を渡航予定回数にあわせて記載して下さい。

例:シングルビザ: 予定日程一回

ダブルビザ: 予定日程二回

マルチビザ: 予定日程三回以上

③ 滞在日数については、希望するビザタイプにあわせて記載して下さい。

例: 30日滞在タイプ⇒16日以上30日以内の日程

90日滞在タイプ⇒61日以上90日以内の日程

以上、何かご不明な点がございましたらご連絡下さい。

**日中平和観光株式会社**

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-7-1 国際東日本橋ビル2階

TEL: 03-5822-3508 FAX: 03-5822-3514